

## 子育て・教育

### 隣接校選択希望申請書を送付しました

令和5年4月に区立小・中学校へ入学する児童・生徒を対象に、指定校以外でも隣接する通学区の学校を選択できる「隣接校選択制」を実施します。対象者の保護者へ希望申請書を送付しました。隣接校を希望する場合は、同封の封筒で返信してください(指定校を希望する方は提出不要)◇**受付期間**…9月30日(必着)まで◇**受入枠**…1校あたり35名(収容状況により受入枠に変更あり)※受入枠を超えた場合は抽選。  
 問学事グループ☎3981-1174

### 区立小・中学校への入学手続きについて(外国籍児童・東日本大震災等避難児童)

令和5年4月に区立小・中学校へ入学を希望する方で、次のいずれかに該当する方は入学申請が必要です。  
 ①区内に住民票がある外国籍の方、  
 ②避難前の市町村に住民票を置いたまま、東日本大震災などにより区内に避難している方◇**対象**…小学校/平成28(2016)年4月2日～平成29(2017)年4月1日生まれの方、中学校/平成22(2010)年4月2日～平成23(2011)年4月1日生まれの方で、令和5年3月に小学校を卒業予定の方  
 ①入学希望者と保護者の在留カード、②現在の住所がわかる書類、

被災(り災)証明書、本人確認書類(保険証など)を、9月30日までに学事グループへ持参※いずれも隣接校選択制による学校選択ができます。  
 問当グループ☎3981-1174

### 令和5年4月からの自閉症・情緒障害特別支援学級の開設と欠員の申込み

◇**開設**…池袋第一小学校、池袋中学校◇**欠員**…南池袋小学校「けやき学級」◇各校1学級(8名以内)◇区立小・中学校に在籍し、知的発達に遅れがなく自閉症または情緒障害により意思疎通や対人関係の形成が困難、特別支援教室の利用だけでは改善が困難である児童・生徒。入級するためには、教育センターで就学相談を行い、区就学相談委員会での判断が必要※令和5年4月入学予定の新小学1年生は入学後に学校へ相談してください  
 ①事前に在籍校と相談・合意形成のうえ、電話で9月30日までに教育相談グループ☎3590-6746へ。電子申請も可※来年度新中学1年生になる方は直接電話か電子申請で当グループへ申込み。



### 笑っている父親になろう～読み聞かせとパパ同士の交流～

10月2日(日) 午前10時15分～11時45分 東部子ども家庭支援センター◇絵本の読み聞かせ、育児・家事・仕事の両立について話す。講師…としまファザーズ・ネットワーク◇区内在住の未就学児と父親(親子同席)

◇10組  
 ①9月6日正午から電話で当センター☎5980-5275へ。直接窓口申込みも可※先着順。

## くらし等

### 「多重債務110番」を実施します

9月5日(月)・6日(火)◇借金返済のために借金を繰り返し、気が付くと多数のクレジット・サラ金業者などから多額の借金を抱え、返済が困難になった状態を「多重債務」といいます。一人で悩まず相談してください。  
 ◇**相談窓口**…消費生活センター☎3984-5515(午前9時30分～午後4時)、東京都多重債務110番☎3235-1155(午前9時～午後5時) そのほか相談先などの詳細は東京くらしウェブ☎https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/参照。

### 就業構造基本調査を実施します

国民の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的として、統計法に基づき実施する重要な統計調査です。9月上旬から、調査員が国から指定された調査対象地域の世帯を訪問し、世帯の居住状況を把握するとともに、調査についてのリーフレットを配付します。なお、9月下旬に調査票の記入を依頼する世帯を改めて訪問します。パソコンやスマートフォンでも回答できます。調査へのご協力をお願いします。  
 問統計調査グループ☎6861-0041

## まちづくり

### 神田川流域河川整備計画(変更原案)に対する意見募集

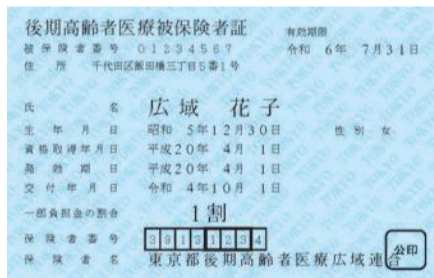
◇**閲覧期間**…9月5日～10月4日(閉庁日を除く)◇**閲覧場所**…道路整備課、東京都建設局河川部、東京都第四建設事務所、東京都建設局ホームページ☎https://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/kasenseibikeikaku/◇**意見提出方法**…閲覧場所に設置の意見箱に投かんまたは郵送かEメールで10月4日(消印有効)までに東京都建設局河川部計画課☎S0000384@section.metro.tokyo.jpへ。自由様式。個人情報の記載は控えてください。  
 問東京都建設局河川部計画課☎5320-5414

## 健康

### もの忘れチェック(認知症検診)

◇**受診期間**…9月～令和5年2月※検診医療機関によって日時は異なる◇**対象**…区内在住の70・75歳の方(すでに認知症、MCI(軽度認知障害)と診断された方は除く)。詳細は8月に送付済みの「ご案内」を参照※予約は電話で検診医療機関へ。対象年齢以外の65～80歳の方で本検診を希望する方は、電話で介護予防・認知症対策グループへ。  
 問当グループ☎4566-2433

## 令和4年10月から後期高齢者医療被保険者証が新しくなります



10月から使用できる保険証(例)

10月から窓口での自己負担割合に2割の区分が新設されることに伴い、現在の後期高齢者医療被保険者証(以下、保険証)(藤色)の有効期限は9月30日です。10月から使用できる保険証(水色)は簡易書留で9月末までに順次送付します。届いたら、氏名・生年月日・負担割合などの記載内容を確認してください。有効期限は令和6年7月31日です。

◇**「2割」となる方への負担軽減について**…10月1日から3年間、外来医療の負担増加額の上限は1か月あたり最大3,000円までです(表2)。上限額を超えて支払った金額は高額療養費として、あらかじめ登録されている金融機関口座に後日支給します。また、2割負担となる方で、高額療養費の申請(口座登録)をしたことがない方には、東京都後期高齢者医療広域連合より、9月中旬ごろに高額療養費事前申請書を送付します。詳細は、区ホームページなどでお知らせします。

【表1】自己負担割合の判定基準(10月から)

自己負担割合	所得区分	令和4年度住民税課税所得※1(令和3年1～12月までの所得から算出)
1割	一般所得者など	同じ世帯の被保険者全員がいずれも28万円未満の場合 または下記①には該当するが②には該当しない場合
<b>[新設]</b> 2割	一定以上所得のある方	以下の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入※2」+「その他の合計所得金額※3」の合計額が ●被保険者が1人…200万円以上 ●被保険者が2人以上…合計320万円以上
3割	現役並み所得者	同じ世帯の被保険者の中に145万円以上の方がいる場合

※1 住民税課税所得は、総所得金額から各種所得控除を差し引いて算出。該当の金額は、住民税の納税通知書などで確認できます。  
 ※2 「年金収入」は公的年金控除などを差し引く前の金額。遺族年金や障害年金などは含まれません。  
 ※3 「その他の合計所得金額」は、事業収入や給与収入などから必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額。

【表2】

【例】1か月の医療費全体額が「50,000円」の場合

①負担割合が1割のときの自己負担額	5,000円
②負担割合が2割のときの自己負担額	10,000円
③増加する自己負担額(②-①)	5,000円
④自己負担額増加の上限額	3,000円
払い戻し額(③-④)	2,000円

※同一の医療機関で自己負担の増加額(③)が3,000円を超える場合は、窓口での支払いは上限額(+3,000円)まで。

問後期高齢者医療グループ☎3981-1332

## 保育園入園に関するお知らせ

### 令和5年度4月の認可保育施設など入園申込みに関する個別相談会

10月1日(土) 午前9時30分～正午、午後1時30分～4時30分 区役所本庁舎4階保育課窓口◇認可保育施設などへの令和5年4月入園を希望する子どもがいる保護者。

①区ホームページから9月14日までに申込み。

### 産休・育休明けの保育所入所予約制度受付について(第2回)

◇**対象**…労働基準法で定める産後休業や育児休業法で定める育児休業の対象となる1歳未満児がいて、12月～令和5年3月に職場復帰を予定している区内在住の世帯(育児休業の最終日が1歳の誕生日の前日までに設定されてい

る方)。  
 ◇**申込期間**…10月3日(月)～7日(金)(必着)  
 ◇**募集園**…巣鴨第一、西巣鴨第三、東池袋第二、西池袋第二、池袋第一、池袋第五、目白第二、南長崎第二、要町  
 ◇**募集人数**…各園1名  
 ◇**提出方法**…保育課窓口へ持参か郵送。電子申請も可※詳細は問い合わせてください。

### 令和5年4月入園第一次選考の申込み受付期間について

10月3日(月)～11月25日(金)※締切直前は大変混雑します。書類不備の場合、受付ができないため、早めに申し込んでください。  
 問保育課入園グループ☎3981-2140